



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *55 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) 1
- *56 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (会計課) 2
- *57 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (") 2
- *58 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (") 2

○ 告示

- 1221 都市計画の変更 (都市政策課) 3
- *1222 平成15年和歌山県告示第428号 (指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等) の一部改正 (会計課) 3
- 1223 平成23~28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備賃貸借及び管理運営業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課) 4

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課) 6

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則 (昭和32年和歌山県規則第2号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の2中「小型船舶けい留施設 (浮さん橋) 使用許可申請書」を「小型船舶係留施設 (浮棧橋) 使用許可申請書」に改め、同項第1号の3中「小型船舶けい留施設 (その他) 使用許可申請書」を「小型船舶係留施設 (その他) 使用許可申請書」に改める。

第7条第2項中「てん補」を「填補」に改める。

第13条の見出しを「 (小型船舶係留施設) 」に改める。

別表第2の1級の部中「築港小型船舶けい留施設」を「築港小型船舶係留施設」に、「浮さん橋」を「浮棧橋」に改め、同表2級の部中「湊第一小型船舶けい留施設」を「湊第一小型船舶係留施設」に、「久保丁小型船舶けい留施設」を「久保丁小型船舶係留施設」に改め、同表3級の部を次のように改める。

| | | | | |
|----|--------|--------------|--------------|-----|
| 3級 | 和歌山下津港 | 湊本町小型船舶係留施設 | 和歌山市湊本町三丁目地先 | その他 |
| | | 材木丁小型船舶係留施設 | 和歌山市材木丁地先 | その他 |
| | | 琴ノ浦小型船舶係留施設 | 和歌山市毛見地先 | その他 |
| | | 大浦左岸小型船舶係留施設 | 和歌山市西浜地先 | その他 |
| | | 西脇小型船舶係留施設 | 和歌山市西脇地先 | その他 |

別記第1号様式の2中「小型船舶けい留施設 (浮さん橋) 使用許可申請書」を「小型船舶係留施設 (浮棧

橋) 使用許可申請書」に改める。

別記第1号様式の3中「小型船舶けい留施設（その他）使用許可申請書」を「小型船舶係留施設（その他）使用許可申請書」に、「f) 小型船舶けい留施設」を「f) 小型船舶係留施設」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

和歌山県規則第56号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第26条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第59条第1項第20号中「県税収納手数料」を「収納手数料」に改める。

第66条第1項中「事故補てん金」を「事故補填金」に改める。

第87条第3号及び第93条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第134条第2項中「不足金補てん決議書」を「不足金補填決議書」に改め、同条第3項中「補てん」を「補填」に改める。

別表第4備考1中「作製」を「作成」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

和歌山県規則第57号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「口座振込」を「口座振込み又は株式会社ゆうちょ銀行が指定する払込取扱票による払込み」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

和歌山県規則第58号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「すべて」を「全て」に、「方法による歳入金の収納及び」を「方法、」に改め、「利用した方法」の次に「及び株式会社ゆうちょ銀行が指定する払込取扱票（以下「払込取扱票」という。）による払込みの方法」を加える。

第4条第4項中「歳入金」の次に「及び地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例

(平成20年条例第42号)第1条に規定する目的に賛同し払込取扱票により払い込まれた寄附金(以下「ふるさと和歌山応援寄附金」という。))を加える。

第8条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、株式会社ゆうちょ銀行の各店舗がふるさと和歌山応援寄附金を収納する場合について準用する。

第9条の3の次に次の1条を加える。

(ふるさと和歌山応援寄附金の収納)

第9条の4 株式会社ゆうちょ銀行の各店舗は、ふるさと和歌山応援寄附金について、その収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理しなければならない。

第25条の見出し中「補てん請求」を「補填請求」に改め、同条中「繰替払金補てん請求書」を「繰替払金補填請求書」に改める。

第56条第3項中「以内」の次に「(株式会社ゆうちょ銀行がマルチペイメントネットワークを利用した方法により歳入金を収納するときは、7日(休日を除く。)以内)」を加える。

別記第6号様式中「繰替払金補てん請求書」を「繰替払金補填請求書」に改め、「補てんの」を「補填の」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1221号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

すさみ都市計画道路(3・7・1号上平見古々谷線)

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字江住字丸嶋、カンジャ、古々谷口向イ、尾花ウイ、古々谷口下モ、平、寺山、井谷、鳥越、下モ田子、上ミ田子、上ミ平見、ハダ

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
すさみ町役場総務課

和歌山県告示第1222号

平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部を次のように改正し、平成23年12月1日から施行する。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定金融機関の表中「すべて」を「全て」に改める。

2 指定代理金融機関の表中「すべて」を「全て」に改める。

3 収納代理金融機関の表中「すべて」を「全て」に改め、「収納」の次に「及び地方税法(昭和25年

法律第226号)第37条の2第1項第1号の寄附金又は法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第3項第1号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例(平成20年条例第42号)第1条に規定する目的に賛同し払込取扱票により払い込まれた寄附金の収納)を加え、「方法による和歌山県公金の収納事務及び」を「方法、」に改め、「マルチペイメントネットワーク」の次に「を利用した方法及び払込取扱票による払込み」を加える。

和歌山県告示第1223号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備貸借及び管理運営業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成23年度から平成28年度まで

(2) 調達業務の名称

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備貸借及び管理運営業務委託

2 一般競争入札に参加するものに必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であって、本件の競争入札参加資格審査において知事からその参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく入札参加に関する知事の審査を受け、平成24年1月1日以降に行う入札に係る入札参加資格を有すると認められ、それに係る競争入札参加資格者名簿(以下「第2期競争入札参加資格者名簿」という。)の業種区分「(大分類)6情報処理の(小分類)2システム運用・保守」及び「(大分類)6情報処理の(小分類)5ハードウェア保守」に登載されている者であること。

なお、この一般競争入札に関して新たに第2期競争入札参加資格者名簿への登載について申請をする場合(平成23年10月3日から同月31日までの間に既に申請している場合を除く。)には、平成23年11月22日(火)から同年12月2日(金)までの間に、入札参加資格審査申請説明書により必要な申請を行うこと。

(2) 調達業務の実施について、和歌山県の示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

なお、その作業実施計画書については、入札参加資格審査申請時に、必要な説明を行い、所要の認定を受けること。

(3) セキュリティマネジメントの運用として、以下の公的認証制度による認証資格等を取得していること。

ア IS027001 (ISMSが規格に準拠していることの認証)

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC:Japan Institute for Promotion of Digital Economy and Community)が認定するISMS(情報セキュリティ管理全般に関する国際的な第三者適合性評価制度)に基づく国際規格の認証

イ プライバシーマーク制度

一般財団法人日本情報経済社会推進協会による、個人情報の取扱いに関して適切な保護措置を講じていることを認められた企業に対し認定する制度

なお、その認証資格等を取得していることについては、入札参加資格審査申請時に、公的認証制度

による認証資格等を取得していることを示す書類の写しを提出し、所要の認定を受けること。

- (4) 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に、iDC設備賃貸借及び管理運営業務又はそれに類するものについての契約実績（2年以上正当に履行されたものに限る。以下「国等との契約実績」という。）を有する者又は国等との契約実績を有しないが知事が同種の契約実績を有すると認める者であること。

なお、その契約実績については、入札参加資格審査時に、それを証明する契約書の写し等を提出し、所要の認定を受けること。

3 競争入札参加資格審査申請書類

- (1) この一般競争入札の競争入札参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る第2期競争入札参加資格者名簿への登載について申請をしていることを示す書類

ウ 2の(2)に係る作業実施計画書

エ 2の(3)に係る公的認証制度による認証資格等を取得していることを示す書類

オ 2の(4)に係る契約実績を証する書類

- (2) (1) のア及びウに掲げる申請書類については、和歌山県で定めるものを使用するものとし、これらの用紙は、平成23年11月22日(火)から同年12月2日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成23年12月2日(金)までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して、書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 入札参加資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年11月22日(火)から同年12月6日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参により提出しなければならないものとする。

5 入札参加資格審査申請に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

e-mail e1202002@pref.wakayama.lg.jp

6 入札参加資格審査申請書類に使用する言語

入札参加資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加資格審査の結果通知

入札参加資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により平成23年12月15日(木)までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年12月19日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出しなければならないものとする。

(4) (1) の説明を求めた者に対する回答については、平成23年12月26日(月)までにその説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備賃貸借及び管理運営業務委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成23年度から平成28年度まで

(2) 調達業務の名称

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備賃貸借及び管理運営業務委託

(3) 調達業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務（役務）を調達する部局

和歌山県会計局総務事務集中課

(5) 業務の期間（契約期間）

平成24年1月11日（水）から平成29年3月31日（金）まで

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第1223号で定めた平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備賃貸借及び管理運営業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査方法等によるものとする。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成23年11月22日（火）から同年12月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) 入札説明書について質問のある者は、平成23年12月2日（金）午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により質問を行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(和歌山県庁本館2階)

イ 入札日時

平成24年1月5日(木)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、当該競争入札への参加資格がある旨の和歌山県からの審査結果通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により、当該競争入札への参加資格がある旨の和歌山県からの審査結果通知書の写しを同封の上、平成24年1月4日(水)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入することとする。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代えて当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

e-mail e1202002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased:

Lease and operative support of the iDC equipments etc for Wakayama Prefectural Government electronic procurement system from fiscal 2011 to 2016

(2) Date/time of bidding:

10:00am 5 January 2012 (Deadline for bids submitted by mail : 17:00pm 4 January 2012)

(3) Inquiries:

Business Center Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2293

FAX 073-441-2288

e-mail e1202002@pref.wakayama.lg.jp